

「栃木のいいものセレクション」ロゴマーク使用取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「栃木の逸品セレクション」、「栃木の名品コレクション」及び「栃木の良品コレクション」（以下「栃木のいいものセレクション」という。）の普及を目的に制定した「栃木のいいものセレクション」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 ロゴマークとは、「栃木のいいものセレクション」ロゴマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」）に定めるものをいう。

（ロゴマークに係る権利）

第3条 ロゴマークの意匠に係る全ての権利については、栃木県が所有する。

（ロゴマークの使用者）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、栃木県のほか次に掲げる者とする。

- (1) 「栃木のいいものセレクション」に選定された商品（以下「選定品」という。）にかかる事業者（以下「選定事業者」という。）
- (2) 報道機関
- (3) その他、栃木県が必要と認めた者

（使用承認の申請等）

第5条 使用者は、あらかじめ「栃木のいいものセレクション」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、栃木県産業労働観光部次長兼産業政策課長（以下「産業政策課長」という。）の承認を受けなくてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を要しない。

- (1) 栃木県が使用する場合
- (2) 選定事業者が選定品の容器又は包装等に使用する場合
- (3) 報道機関が報道に使用する場合
- (4) その他、産業政策課長が使用を適当と認めた場合

2 前項の「栃木のいいものセレクション」ロゴマーク使用承認申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ロゴマークの使用方法が確認できるもの
- (2) その他、産業政策課長が必要と認めるもの

3 承認申請のため産業政策課長へ提出された関係書類は返却しない。

（使用承認）

第6条 産業政策課長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 選定事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 正しい使用方法に従って使用しないとき
- (3) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の宗教活動又は政治活動を目的とするとき
- (5) 不当な利益を得るために利用するとき
- (6) その他、承認することが不適当と認められるとき

2 前項の承認は、「栃木のいいものセレクション」ロゴマーク使用（変更）承認書（様式第2号）

をもって行うものとする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、当該使用者の負担とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークは、選定品に限って使用することができる。

2 使用者がロゴマークを使用する場合は、次によることとする。

(1) ロゴマークを使用する際の形状、色彩及びその他の表現に係る要件は、デザインマニュアルを遵守し、意匠を忠実に表現すること。

(2) ロゴマークは、選定品に直接貼付すること。但し、直接貼付することが不適當な場合には、その選定品と不可分に取り引きされる包装等に貼付することができるものとする。

(3) この他、選定品の販売促進等のために使用される広告等媒体（新聞、雑誌、ポスター、製品カタログ、パッケージ等）あるいは選定品本体への刻印、印刷等に使用することは差し支えないものとする。

(4) 選定品以外の製品と混在して掲載される印刷物等にロゴマークを使用する場合、選定品がはっきりと識別できるよう表示することとする。

(5) 使用者はロゴマークの使用状況等を明確にしておくものとする。

（承認内容の変更の申請）

第9条 使用者が使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ産業政策課長に「栃木のいいものセレクション」ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。産業政策課長はその内容を判断の上、第6条により使用承認を行う。

（承認の取消し）

第10条 産業政策課長は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、「栃木のいいものセレクション」ロゴマーク使用承認取消書（様式第4号）（以下「取消書」という。）をもって行うものとする。

3 前2項の規定により承認を取り消された者は、取消書の交付を受けた日以後、取り消された使用方法で使用してはならない。

4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

（苦情の処理）

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に関し苦情があった場合には、責任を持ってその処理にあたるものとする。

（報告及び調査）

第12条 産業政策課長は使用者に対して、必要に応じて使用状況の報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、産業政策課長が別に定める。

附 則 この規程は令和8(2026)年1月27日より施行する。